

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間議員議員・第7回)

○日 時 令和7年10月20日 午後0時59分～午後1時19分
午後1時30分～午後1時37分

○場 所 第一会議室

○審査事項 (1) 政治倫理基準違反の行為の存否について
(2) 必要な措置について

○出席委員 委員長 長島満理子
副委員長 下田 剛
委 員 森谷久一郎、寺田一樹、出口景介、石崎遊太、千田征志、
小林直樹

○調査対象議員 草間道治

○出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー

○委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、前回に引き続き政治倫理基準違反の行為の存否についての審査を進めてまいります。

第5回審査会に続いて、調査請求の対象議員であります草間議員からの聴取を行います。

あらかじめ出席の要請をさせていただいておりますので、草間議員はご出席をお願いいたします。

[草間議員議員 着席]

○委員長 それでは、草間議員への質疑をお願いいたします。

○委員 前回、市長とのやり取りがあったんですけど、草間議員の土下座でもしてくださいという発言に対して市長はどのように考えているかというところでは、精神的負担を感じたというふうに市長が言っていたんですけど、それに対してはどのように考えていますか。

○草間議員 本会議での私の一般質問での一連の流れの中で、議論の一環としてやっていた部分でありまして、そういった意味では発言自体は自分としてはそんなに、そこまでの思いというのはなかったと思うんですけども、相手がどのように思っているかということについては、先日の審査会の中で、市長の答弁については聞いていたので、そういった部分があるということは理解をいたしました。

○委員 それに対しては、不安を感じさせてしまって申し訳ないとか、なんていうことですかね。

○草間議員 本人の気持ちなので私からどうこうというものじゃないんですけども、市長がそのように感じているということについては、多少なりとも迷惑をかけたなと感じています。

○委員 前回、草間議員が出席して、その議論の確認になるんですけど、7月14日の本会議、一般質問で、休憩の後に「不適切な発言があった」というので、この間も大分やり取りはしたんですけど、その不適切な発言というのは土下座でもして謝ってくださいよということでもいいんですよね。

○草間議員 議論の一環の中でヒートアップしたという部分で謝罪をさせていただいたんですけども、不適切な発言というのについては、当然、土下座を要求したということは自分は思っていないんですけども、土下座という言葉がそういった部分に当たったのかなと、自分としても少し冷静になって考えたときには不適切な言葉だったというふうに感じたので、休憩後に謝罪をしたというような形であります。

○委員 要求したかどうかというのは、それこそ日本語の解釈の違いで、不適切な発言というのは土下座という言葉だということでは確認をさせていただきます。

それで、政治倫理条例のところでいくと、不適切な発言があったということは今のやり取りでもね、あったということなんですけれど。不適切な発言、土下座でもして謝ってくださいというのは、議会の品位と名誉を損なう発言、行為だというふうに考えていますか。

○草間議員 今回の発言が、審査会の中でも皆様の意見を聞いた中で、私としては品位と名誉を損なうという部分までは、そこまでは至っていないのかなという、当時の状況から、発言した経緯も含めまして答弁をいたしますと、そのときにはそこまでは感じていなかったということです。

○委員 そのときは、なんですけど、今はどうですか。

○草間議員 他の委員の方もまだいますので、皆様の意見を聞く中で自分で判断をしたいと。

○委員 草間議員が判断するのと、この審査会でどうなのかという判断もあるかと思うんですけど。まだそのところは、草間議員のところでは品位と名誉を損なう行為かどうかというのは確定していないということですか。

○草間議員 皆様の意見を聞いて、それを参考にどう判断するかというのは自分自身で判断をしたいと思います。

○委員 もう一つは、不正の疑惑を持たれる行為ということで、不正というのは正しくないということなんでしょうけれど。土下座でもして謝ってくださいよというのは正しくない発言だというふうに考えますか。

○草間議員 言葉尻だけ捉えると正しくない言葉だったかもしれないですけども、全体の流れ、いきさつからして、私としてはそこまで不適切な発言だとは感じていないという部分であります。

○委員 先ほど、不適切な発言というのは土下座という言葉だということは確認したんですよ。不正なのかどうなのかというのを今言っていて、正しくなかったのかどうなのかということです。

○草間議員 今ちょっと言葉が足りなかったもので、土下座という部分だけを捉えれば不適切な部分があったという、先ほどのとおりなんですけども。審査請求の中で「要求をした」という部分

がありますので、私としては要求をしたという思いはないし、そこまでは言っていないという考えを持っておりますので。全ての部分を踏まえた中では、そこまでは考えていません。

○委員 要求したかどうかというのはここで議論しても、要求したんじゃないか、していないですってなっちゃうと、そこでかみ合わないのですね。またさっきに戻っちゃうんだけど、休憩の後に不適切な発言があったかと思えますけどというふうに言っているんですよ。草間議員が言っているのだから、不適切な発言というのはどれなのかというのを確定したいんですよ

それは、この文脈からいって、全体からの流れというのは分かります。ここの城山の土地を売った、10億が2億4,000万というやり取りがあって、その議論自体は、この間も言ったけど、私もその議案に賛成していますから。それ自体は分かるんですけど、不適切な発言があった、不適切というのは何なのかというのを確認したい。

○草間議員 そのような具体的な部分になると、やはりここで不適切なという部分については土下座という言葉を使ってしまったという、そういったことであります。

○委員 土下座という言葉が品位と名誉をというのは、みんなの意見を聞いて判断しますよと。

もう一つ、政治倫理条例のところでは、不正な行為という言い方をしているのかな……、正しくない発言だというふうには考えていますか。

○草間議員 ここに書いてある、疑惑を持たれるおそれのある行為という部分でありますので、それぞれの委員の方がどういうふうに捉えているかということにかかると思うのですね。発言をした当時のことを思い返すと、そこまで疑惑を持たれるような発言としてはしていないんですけれども、言葉尻の、土下座という部分については、少しそういった部分では不適切だったなというふうに思っているところであります。

○委員 政治倫理条例で言う不正、正しくないということには当てはまると考えていますか。

○草間議員 皆様がどう判断するかもあるんですけども、私としてはそこまでは、今のところは考えていない。

○委員 さっきの品位と名誉のところでも同じような議論でね、皆さんの意見を聞いて判断することですかね、不正についても。

○草間議員 2度目の聴取ということですので、ここまでそれぞれ、市長の意見を聞いて、自分の意見を聞いて、審査会を開いていただいておりますので、委員の皆様のお声を聞いた中で、自分として最終的に判断をする部分があれば判断をしたいということでもあります。

○委員 最初に請求者の方が来て、そこでやり取りをしたんですけど、請求者の要求というのは、草間議員に議員の辞職を求めたいということだったんですけど、草間議員は辞職をする意向はありますか。

○草間議員 本会議の中の一般質問、あるいはいろいろな部分で、不適切な発言あるいは不穏当な発言という部分については、ある程度やはり自分もこういった流れの中で、陳謝をするという流れもありますので、この場合、陳謝を一定度しているという部分と、これによって議員を辞職

するという考えは全くありません。

○委員 それと、もう一つは役職ですね、議会内での役職だと思うんですけど、役職の辞任について求めているんですけど、それについては辞任する意向はありますか。

○草間議員 現在のところ、辞職をする考えもないし、役職を降りるという考えについても、やはり責任を全うするべきだと、委員長に推薦されておりますので、委員会の中で皆様のそういった意見があれば少しは考える部分もあるかと思うんですけども、現段階では役職を全うするという部分で考えております。

○委員 この後、審査会の段階としては、まず9条1項で政治倫理基準違反の行為の存否。行為があったかどうかというのを、この審査会で話し合う。違反があったということになると、4項ですかね、審査会としては必要と認める措置を勧告することができるという段階に行くんですけど、例えば勧告を受けた時点で、辞任だとか辞職だとかというのは考えますかね。

○草間議員 それは、審査会にこのように調査請求をされて、皆さんに審査会を開いていただいておりますので、委員の皆様のお考えを尊重して判断をしたいと思っています。

○委員 分かりました。いいです。

○委員 前回の審査会で市長が出席して、市長にお答えいただいた中で、本会議の一般質問の中で、謝罪の言葉もありましたと。市長としては、あの場では違和感を感じていたんだけども土下座を強要されたというようなことは感じていませんと。ただ、一般的には強い言葉ですので、そういうふうに感じていることもあるかもしれないというような発言がございました。また、休憩後のような謝罪の言葉もあり、市長としてはこれ以上謝罪していただきたいというふうには別段考えていないという発言もございました。議員とか委員長とかという役職につきましても、辞職、辞任については特に求めていますというふうにも市長は言っております。

そのときの発言については、前回もちょっと申し上げましたが、土下座しろとかということではなく、例示といいますかね、土下座でもして謝ったらどうですかというような言葉でしたので、土下座という言葉自体はね、ちょっと不適切な発言かとは思いますが、強要ということには当たらないと思いますし、市長としても感じていなかったというようなことがございました。こういった市長の受けとめ方について、草間議員はどのようにお考えでしょうか。

○草間議員 前回のやり取りを聞かせていただいた中では、やはり一定程度市長の発言の中で、土下座の要求をされたという考えはないという部分と、これ以上という部分、辞職あるいは役職をやめるという部分についても、そうは考えていないという部分について私もお聞きをしております。ただ、市長の中ですっきりしていないという部分、委員の質問の中で、すっきりしていないという部分については、今後どういうふうにすっきりしていただくかということについては、先ほども答弁したように皆様の意見を聞く中で、私としては今後判断するかということを決めたいと考えているところであります。

○委員 分かりました。

○委員 聞きたいことは出てしまったんですけども、1点発言させてもらおうとしますと、不適切な発言について、品位と名誉を損なうかといったところについては、皆様の意見を聞いて判断したいというようなことを草間議員おっしゃってございましたけども、大小はともかく、少なからず私としては品位と名誉を損なう行為であった、発言であったというふうに私は考えています。以上です。

○委員長 他になれば、草間議員、最後にどうぞ。

○草間議員 発言をしたいと思います。これまで1回目の聴取、あるいは市長の発言を聞いた中で、私としては、市長もすっきりとしていないという考えを持っているということでありますし、私としても土下座という言葉に対して、一定度、発言が不適切だったという部分で陳謝をしております。そういったことを勘案しまして、私のほうから市長に対して、一度お会いして直接陳謝をしたいというような考えでいますので、そこら辺も含めて取り計らいをいただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長 他になれば、以上で質疑を終了いたします。

それでは、草間議員はご退席をお願いします。ご苦労さまでした。

[草間議員 退席]

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

○委員長 再開いたします。

これまで調査請求者、草間議員、関係者として出口市長からの聴取を行ってまいりました。これらを踏まえまして、調査請求がされた行為について、条例に定める政治倫理基準第4条第1号への違反が認められるか、皆様のご意見を伺いたいと思います。

○委員 これまで市長、草間議員からいろいろ聞いた中で、土下座というね、請求者の方は土下座の強要だと言われてはいますが、土下座という言葉だけで、強要には当たらないと思いますが、やはりその言葉自体は不適切な言葉であり、政治倫理条例の4条1号に抵触すると思います。

○委員 草間議員と出口市長双方にお伺いしたところ、一連の議会内、議場でのやり取りに関しては、お互いのすれ違いなどはあったものの、そこに関して、土下座の強要であるかの確認には至りませんでした。ただし、政治倫理条例の第4条第1号にあります、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為……ということでありまして、土下座という言葉が傍聴者、市民の方々に与え得る影響というところに関しては、やはり品位と名誉を損なう可能性があるというところは判断させていただきました。以上です。

○委員 これまでのいろんな聴取をお聞きしていく中で、議論の連続性であったり、一連の流れというところを踏まえたとしても、やはり土下座という言葉が出てしまった、ここについては政

治倫理基準の基準上、適切ではなかったと思うので、違反の存否に関しては存であろうというところでは。

ただ、請求者のおっしゃっている土下座の強要というところが存というわけじゃなくて、やはり土下座という言葉を選んだという、不適切な表現があったというところがその対象なのかなと思います。それは市長からの聴取の中でも土下座を強要されたという認識がなかったというところで、そこが私の中でも確信に変わりました。その対象というところに関してはそういうふうな意見を持ちました。以上です。

○委員 同じなんですけどね、不適切な発言というのが土下座という言葉だということも確認できましたし、最後、草間議員から市長に会って陳謝したいという言葉もありましたので、何もなかったということにはならない。政治倫理条例の第4条第1号の基準違反は存在したというふうに考えます。

○委員 草間議員と市長から聴取した中で、あのときの一般質問の発言については、土下座という言葉は使いましたが、土下座を強要したことにはならないということだと私も判断いたします。ただし、土下座という言葉を使ってしまったということについては、条例第4条第1号の、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むということには反しているということで、違反が存在したというふうに思います。

○委員 先ほども申したんですけれども、草間議員の土下座という発言は、少なからず言論の府と言われる議会の中において不適切な発言だったと思っています。品位と名誉を損なうというところは多少なりともあったというふうに判断していますので、私も政治倫理条例に抵触している発言だったと思っています。

○委員 調査請求者、草間議員、出口市長の3人に聴取したわけなんですけれども、言葉のチョイスが土下座というところをチョイスしてしまったということで引っかかるということで、それに対しては存在するということです。しかし、草間議員と出口市長の中から、強要とか要求とかというのはなかったということなので、そこはつけ加えて伝えておきたいと思います。以上です。

○委員長 ただいま各委員から意見を述べていただきましたが、皆さん同様の意見ですので、本件については政治倫理基準第4条第1号に違反する行為であると認められるということで確認したいと思いますが、ご異議ございませんか（「なし」の声あり） では、ただいまのとおり確認をさせていただきます。

ただいま、草間議員の行為については政治倫理基準に違反するものと認められました。この場合、政治倫理条例第9条第4項では、審査結果報告をする際に理由を付して必要な措置を議長に勧告することができることとなっております。これについて次回の審査会で皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、それぞれご検討をお願いいたします。

それでは、本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催日時については正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

します。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会します。ご苦労さまでした。
